

広島県告示第二〇三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成三十年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
医療法人社団誠会 まごし医院	まごし医院	東広島市西条町寺家七三七 一番地二	平成二九年一月二三 日
ファークロス薬局 か がみやま	かがみやま薬局	東広島市西条町御菌宇二四 二〇番地二	平成二九年二月一日